

大町市スポーツ協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、大町市スポーツ協会（以下「本会」）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、大町市常盤5638番地44 大町市運動公園第二屋内運動場内に置く。

第2章 組織及び加盟団体

(組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する大町市民で結成されたアマチュアスポーツ団体（別表1）をもって組織し長野県スポーツ協会に加盟する。

(加盟団体)

第4条 本会は、評議員会が承認した次の団体を加盟団体とする。

- (1) 市単位の種目別競技団体
- (2) その他、理事会及び評議員会の承認を得た団体

2 本会の加盟団体に関する規程は、別に定める。

第3章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、スポーツを振興して市民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図りながら健康で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の体力の向上及び競技者の技術と競技力の向上を図ること
- (2) 加盟団体の育成強化をはかり、相互の連携を図ること
- (3) 各種大会、競技会、講習会、研修会等の開催及び協力援助をすること
- (4) 国内及び県内のスポーツ大会行事に協力し役員・選手を派遣すること
- (5) スポーツ少年団の育成、指導を図ること
- (6) スポーツ功労者を表彰すること
- (7) その他第5条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び員数)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	若干名	評 議 員	50 名以内
理 事 長	1 名	事 務 局 長	1 名
副 理 事 長	1 名	事 務 局 員	若干名
常 任 理 事	1 名	監 事	2 名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長及び監事は評議員会において選出する。

- 2 理事長、副理事長は理事の互選とする。
- 3 常任理事は会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて本会の会務全般を執行するものとする。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 常任理事は、常に会務に参画する。

(理事)

第10条 理事は、各加盟団体及び外郭団体から1名を選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事は、理事会を組織して本会の会務を執行する。

(評議員)

第11条 評議員は、各加盟団体から2名を選出する。

(監事)

第12条 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

- 2 監事は、必要に応じ理事会、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第13条 事務局長は、事務局を統括し、本会の事務を担当する。

- 2 事務局員は、理事会の記録、評議員会の議決事項を記録し、本会の事務や会計事務及び書類の整理、保管をする。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第 15 条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、スポーツ振興に特に貢献された者、又スポーツに識見のある者の中から理事会で推挙し会長が委嘱する。

3 顧問、相談役は、理事会、評議員会の諮問に応じて助言、提言を行うことができる。

第 6 章 会議

(会議の種類)

第 16 条 本会の会議は理事会、評議員会とする。

2 会議の成立は定数人員の過半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(理事会)

第 17 条 理事会は、正副会長並びに理事をもって構成し、会長が招集して、理事長が議長となる。

2 理事の過半数から会議の目的事項を示して招集の請求があったとき、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第 18 条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び収入支出予算
- (2) 事業報告及び収入支出決算
- (3) 会則・規程等の制定及び改廃
- (4) その他会長が付議した事項

(評議員会)

第 19 条 評議員会は、本会の議決機関であって、毎年 1 回以上会長が召集する。

2 評議員の過半数から会議の目的を示し招集の請求があったとき、会長は速やかに評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会の議長は、出席評議員の中から選出する。

4 評議員会の議事は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会に付議すべき事項)

第 20 条 評議員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収入支出予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収入支出決算に関する事項

- (3) 会則、規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 第 8 条第 1 項に関する事項
 - (5) その他、本会の業務に関する主要事項
- 2 付議事項は、開催日の 1 週間前までに評議員に通知しなければならない。
但し、会長が緊急の必要があると認めたときはこの限りでない。

第 7 章 会計

(収入)

第 21 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 分 担 金
- (2) 補 助 金
- (3) 参加負担金
- (4) 寄 付 金
- (5) 賛 助 会 費
- (6) その他の収入

2 会計に関する規程は、別に定める。

(分担金の額の決定)

第 22 条 加盟団体の分担金の額の決定は、理事会の承認を経て、評議員会の議決を受けなければならない。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が編成し毎会計年度終了後 1 月以内に理事会の承認を経て評議員会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 25 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 1 月以内に会長が作成し、監事の監査に付し、理事会の承認を経て評議員会の議決を得なければならない。

(旅費)

第 26 条 役員及び事務局職員の旅費規程は、大町市職員の旅費に関する条例(昭和 30 年 2 月 25 日条例第 5 号)を準用する。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第 27 条 本会の事業遂行のため次の専門委員会を設ける。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導・普及委員会
- (4) 広報委員会

2 専門委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 3 委員は、理事がこれにあたるほか、必要に応じ加盟団体のうちから理事以外の者を委員に委嘱することができる。
- 4 専門委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 大町市スポーツ少年団

(スポーツ少年団)

- 第28条 本会に大町市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）を設ける。
- 2 少年団に関する規程は、別に定める。

第10章 補則

(施行細則)

- 第29条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 本会則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 大町市体育協会会則（昭和29年7月1日施行）は廃止する。

会則改正経過

昭和29年	7月	1日	制 定
昭和37年	4月	1日	一部改正
昭和44年	11月	14日	大幅改正
昭和52年	4月	1日	一部改正
昭和54年	5月	16日	一部改正
昭和56年	4月	17日	一部改正
昭和61年	4月	1日	全面改正
平成 3年	4月	23日	一部改正
平成 4年	4月	24日	一部改正
平成 9年	4月	25日	一部改正
平成12年	4月	28日	一部改正
平成17年	4月	26日	一部改正
平成18年	4月	27日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	25日	一部改正
令和 5年	4月	25日	一部改正